

株主のみなさまへ

東京都港区東新橋一丁目7番3号
トッパン・フォームズ株式会社
代表取締役社長 櫻井 醜

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙またはインターネットにより議決権を行使することができます。

書面により議決権を行使される場合には、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」(32頁から36頁)をご参照くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月25日(木曜日)18時までにご到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

また、インターネットにより議決権を行使される場合には、同じく「株主総会参考書類」をご参照くださいませ、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」(37頁から38頁)記載の方法により議決権の行使をお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日時 平成27年6月26日(金曜日)午前10時
2. 場所 東京都港区東新橋一丁目7番3号
トッパンフォームズビル1階ホール

3. 会議の目的事項

- 報告事項 (1) 第61期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第61期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役2名選任の件

第4号議案 監査役2名選任の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 重複行使の取扱い

書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

また、インターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとして取扱わせていただきます。

5. インターネット開示についてのご案内

当社は、法令および当社定款第17条の規定に基づき、添付書類のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ホームページ (<http://www.toppan-f.co.jp/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

(1) 連結計算書類の連結注記表

(2) 計算書類の個別注記表

なお、「連結注記表」および「個別注記表」は、監査役および会計監査人が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類および計算書類の一部として、合わせて監査を受けております。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出ください。なお、株主でない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.toppan-f.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減による景気の押し下げがあったものの、雇用・所得環境の改善や政府の各種政策の効果、企業収益の改善などを背景に緩やかに回復してきました。海外につきましては一部で景気の持ち直しの動きがみられるものの、中国経済の減速懸念など下振れリスクもあり、不安定な状況で推移しました。

ビジネスフォーム業界におきましては、企業の経費削減の徹底による価格低下やIT化・ネットワーク化の進展に加えて、原材料価格や物流コストの上昇などにより、引き続き厳しい経営環境となりました。

また、大きな社会問題にもなった個人情報漏えい事件などの影響もあり、情報セキュリティ対策の重要性がさらに高まりました。

このような状況のなか、当社グループは価値創造型企業への変革を基本方針として掲げ、データ・プリント・サービス(DPS)を核としたビジネスプロセスアウトソーシング(BPO)の受託拡大や、今後の成長領域と位置付けている情報通信技術(ICT)分野の取り組みに加え、香港・シンガポールなどの海外市場の深耕に注力しました。また、生産性の向上や事業継続計画(BCP)対応を目指して進めてきた40拠点から26拠点への製造拠点の集約・再編が、大阪桜井工場の竣工により完了しました。

成長に向けた戦略投資としては、ASEAN地域における事業拡大の戦略的重要拠点とするために、タイの関連会社であるデータ・プロダクツ・トップン・フォームズ社との連携を強化するとともに追加出資を実施し、連結子会社化しました。

以上の結果、前連結会計年度に比べ売上高は1.7%増の2,658億円、営業利益は2.7%増の126億円、経常利益は0.9%増の134億円、当期純利益は7.0%増の78億円となりました。

部門別の概況は次のとおりであります。

印刷事業

ビジネスフォームでは、利用者にとっての分かりやすさ、伝わりやすさを追求するユニバーサルデザインや、帳票を中心とする印刷物の調達業務を一括受託する企画・提案を推進しました。また、企業のシステム変更に伴う帳票改訂や、周辺印刷物の取り込みを図りましたが、電子化に伴う需要量の減少や、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減の影響などにより、前年から減収となりました。

データ・プリント・サービス（D P S）は、企業の経費削減に伴う単価ダウンや、販売促進用ダイレクトメールの需要減はあったものの、自治体や金融機関などからのB P O受託が堅調に増加したことに加え、プリント業務一括アウトソーシングや、デジタルプリンターを活用したパーソナル印刷物需要の取り込みなども進め、前年から増収となりました。

I C Tは、ポイントカード、電子マネーカードや、セキュリティニーズの高まりに伴う社員証などのI Dカード需要を取り込むとともに、R F I D技術を活用したI Cタグやカードなどの情報媒体とリーダーなどの機器・システムを組み合わせたソリューションや、スマートフォンを活用したウェブサービスの拡販などにより、前年から増収となりました。

なお、新工場建設やデータセンターへの戦略的投資による一時的な費用の増加などもありましたが、売上増加に伴う利益増の他、製造拠点の集約・再編効果の取り込みや生産効率の改善など、製造コストを中心とした徹底したコスト削減を図り、営業利益における収益性を維持しました。

以上の結果、印刷事業は前年と比べて増収増益となりました。

商品事業

サプライ品は、事務用品などのサプライ品の調達機能に加えて印刷物の在庫管理機能なども備えた独自のウェブ購買システム「オータスカリ」を活用した顧客の囲い込みや、運輸・流通業界をターゲットとした高機能保冷材などの開発商品の販売を推進いたしましたが、トナー販売の減少などにより、前年から減収となりました。

事務機器関連では、アウトソーシング化の進展によるメーリング関連機器の需要の減少や、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減の影響はあったものの、通販企業向けの事務機器需要の取り込み、物流企業向けスキャナー・入力機器類の拡販、香港市場におけるI T関連機器の拡販などにより、前年から増収となりました。

システム運用受託事業につきましては、金融機関やIT企業からのシステム運用受託の拡大、新規案件の取り込み、運用から開発への受託領域の拡大などにより、前年から増収となりました。

なお、システム運用受託の伸びや付加価値の高い商品の拡販に加え、低差益受注の見直しなどにより営業利益における収益性は向上しました。

以上の結果、商品事業は前年に比べて減収増益となりました。

(セグメント別売上高)

区 分	前 期		当 期		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	増減額	増減率
印刷事業	百万円	%	百万円	%	百万円	%
	198,864	76.1	204,286	76.8	5,422	2.7
(内DPS)	(105,744)	(40.5)	(111,912)	(42.1)	(6,167)	(5.8)
(内ICT)	(16,373)	(6.3)	(17,456)	(6.6)	(1,082)	(6.6)
商品事業	62,546	23.9	61,599	23.2	△947	△1.5
合 計	261,410	100.0	265,886	100.0	4,475	1.7

(注) 表中の売上高は、当期より、業績管理区分を見直したため、変更後の区分で記載しております。

また、売上の拡大に伴い印刷事業に含まれる「ICT」を内数として記載しております。

なお、前年同期の売上高は変更後の区分で記載しております。

(2) 資金調達の状況

当期の所要資金は主として事業収入および自己資金で賄いました。

(3) 当社グループの設備投資の状況

当期のグループ設備投資の総額は62億円でした。関西圏のDPS一貫製造体制強化のために進めていた大阪桜井工場第2期工事が5月に竣工した他、印刷事業強化のためフルカラーデジタルプリンターと印刷機を導入しました。

クラウド型決済プラットフォームサービス「シンカクラウド」の電子マネー対応の拡充を行いました。

(4) 当社グループの対処すべき課題

当社グループの主力事業であるビジネスフォーム、DPSは、顧客業務のIT化・ネットワーク化による構造的な変化に伴い、市場の成熟化が進んできております。

こうした事業環境のなか当社グループでは、持続的な成長の実現に向け

て、「ペーパーメディアとITの融合の加速」「デジタル印刷の利用・活用の拡大・強化」「戦略的投資によりグループ化した企業の戦力化」に重点的に取り組み、以下に示す「成長戦略の推進」「経営基盤の強化」を進めてまいります。

1) 成長戦略の推進

① 印刷事業

ビジネスフォーム、DPSで培った可変データの運用ノウハウと最高水準の情報セキュリティ体制をもとに、視線計測や脳科学を活用した科学的アプローチによる印刷物の改善コンサルティングや、デジタル印刷技術の強化によるパーソナルな印刷物の拡販を進めてまいります。また、顧客のコミュニケーションや業務プロセスをより効率的、効果的に改善する分析機能や企画提案力の強化などにより、自治体や金融機関を中心にDPS、BPOの上・下流域へと事業領域の拡大を図ってまいります。さらに今年度施行のマイナンバー制度、来年度の電力小売完全自由化など法制度改正に伴い発生する需要の取り込みを推進してまいります。

② ICT事業

当社グループの強みである印刷とデジタルを組み合わせた独自ソリューションの開発を推進いたします。また、国内トップシェアであるIDカード分野ではカード発行を含めたコスト競争力強化と利便性を実現するサービスの開発などにより、シェア拡大を図ります。さらに、セキュリティ用途や製造・物流・金融業界での活用など、有望分野へのRFIDソリューションの展開を強化するとともに、決済プラットフォーム事業の推進を中心とした新たな収益基盤を確立してまいります。

③ 商品事業

当社が保有するウェブ購買システムの機能を拡張し、利用者の利便性の向上やサービスの拡充を図り、顧客の囲い込みを強化するとともに、サプライ品販売の効率化を進めます。また、付加価値の高い商品やサービスへの選択と集中を進めるとともに、競争力のあるオリジナル商品の企画・開発を推進します。さらに物流・環境・セキュリティ市場の開拓強化に加え、事務効率化機器の拡販など、法制度改正に対応した需要を取り込んでまいります。

加えてシステム運用受託事業につきましては、IT技術者の育成を強化し、高いスキルが求められる業務へと受託範囲を拡大してまいります。

④ 海外事業

大きな経済成長が見込まれるASEAN市場において、交通系カードを中

心とする社会インフラビジネスの取り込みを図るなど、連結子会社化したデータ・プロダクツ・トッパン・フォームズ社（タイ）を拠点として、周辺国を含めた事業の拡大を進めてまいります。

また、香港・シンガポール市場においては、グループ各社の販売連携やパートナー連携の強化により、シェアを拡大してまいります。

さらに、中国市場においては、浙江茉織華印刷有限公司と当社グループ各社との製造・販売連携により、上海、広州地域を中心に市場の開拓を進めてまいります。

2) 経営基盤の強化

個人情報取扱事業者として顧客からの信頼を揺るぎないものとするため、製品・サービスのさらなる品質向上を図るとともに、製造拠点の集約、生産性の向上、低コスト材料の開発、最適生産体制の確立などによる、製造コストのさらなる削減を推進し、収益力の強化を図ってまいります。

また、国内の取引所に上場する企業を対象として本年6月から適用されます「コーポレートガバナンス・コード」を適切に実践し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につなげてまいります。

企業の社会的責任（CSR）につきましては、当社を取り巻く全てのステークホルダーに対して社会的責任を果たしていくという基本的な認識のもと、ダイバーシティ&インテグレーション（多様性とその集積による成果最大化）を推進し、積極的な女性の活躍推進など働きがいに満ちた企業風土づくりに取り組んでまいります。

地球環境の保全への取組みとしては、環境マネジメントシステム（EMS）を推進し、事業活動における環境負荷の低減を図るとともに、環境配慮型製品の開発・提供を通じて環境保全に貢献してまいります。加えて本年より、温室効果ガス排出量の新しい算定基準（スコープ3）を採用し、自社の企業活動だけでなく、サプライチェーン全体での温室効果ガス排出量削減に取り組んでまいります。

コンプライアンス、内部統制の強化などの課題につきましては、専門部署を中心とした全社的な内部統制システムの運用・整備により、法令の遵守はもとより、企業倫理を高める活動を継続的に推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第58期	第59期	第60期	第61期
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	227,048	243,798	261,410	265,886
経常利益 (百万円)	11,192	12,293	13,309	13,432
当期純利益 (百万円)	5,590	7,109	7,321	7,835
1株当たり当期純利益(円)	50.37	64.05	65.96	70.59
総資産 (百万円)	190,550	200,512	208,004	224,358
純資産 (百万円)	143,716	150,264	155,308	163,916
1株当たり純資産 (円)	1,289.67	1,348.07	1,393.46	1,457.40

(6) 重要な親会社および子会社の状況 (平成27年3月31日現在)

①親会社との関係

当社の親会社は凸版印刷株式会社であり、当社の議決権を60.7%保有しております。当社と親会社の間には製品の売買取引があります。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
トッパン・フォームズ・セントラルプロダクツ(株)	100百万円	100.0%	ビジネスフォームの製造
トッパン・フォームズ東海(株)	100百万円	100.0%	ビジネスフォームの製造
トッパン・フォームズ・オペレーション(株)	100百万円	100.0%	コンピュータの運用・管理、プログラムの開発
テクノ・トッパン・フォームズ(株)	100百万円	100.0%	フォーム処理機器類の販売および保守
トッパン・フォームズ・サービス(株)	50百万円	100.0%	製品の配送および保管
トッパン・フォームズ関西(株)	50百万円	100.0%	ビジネスフォームの製造
トッパン・フォームズ西日本(株)	30百万円	100.0%	ビジネスフォームの製造
山陽トッパン・フォームズ(株)	50百万円	100.0%	ビジネスフォームの製造
(株)トスコ	100百万円	69.7%	ソフトウェアの開発
TFペイメントサービス(株)	810百万円	83.2%	インターネットを利用した情報処理サービス・決済処理業務
(株)ジェイ エスキューブ	1,000百万円	100.0%	ドキュメントアウトソーシング事業、機器ソリューション事業およびスタッフサービス事業
トッパン・フォームズ(香港)社	94百万HK\$	*100.0%	ビジネスフォームの製造および販売
トッパン・フォームズ(シンガポール)社	1,226千S\$	*100.0%	機器部品の販売ならびにビジネスフォームの製造および販売
データ・プロダクツ・トッパン・フォームズ社	134百万パーツ	*48.0%	ビジネスフォームの製造ならびにカードの製造・発行

(注) 1. *印は、当社の子会社が所有する株式を含んだ比率となっております。

2. 当社は、タイの関連会社データ・プロダクツ・トッパン・フォームズ社が実施する増資をグループ会社を通じて全額引き受け、株式17.5%を追加取得しました。その結果議決

権基準は48.0%ですが、過半数の取締役を当社が指名するため、支配権基準により連結対象子会社となります。

③企業結合の成果

連結対象子会社は上記の重要な子会社14社を含む23社、持分法適用会社は3社であります。

当連結会計年度の売上高は265,886百万円と前連結会計年度に比べ4,475百万円（1.7%増）の増加となりました。当期純利益は7,835百万円と前連結会計年度に比べ513百万円（7.0%増）の増加となりました。

(7) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

区 分	主 要 営 業 品 目
印刷事業	連続フォーム、シートフォーム、応用紙、統一伝票、封筒、カタログ、パンフレット、チラシ、カード、I C関連製品、電子メディア関連業務（電子ドキュメント、ウェブシステムなど）の受託、インターネットを利用した情報処理サービス・決済処理業務、データ・プリント・サービス（DPS）、デジタル・プリントオンデマンド（DOD）、ビジネス・プロセス・アウトソーシング（BPO）、情報処理システムの開発受託、情報処理・情報発信の処理受託、運送取扱業および倉庫業など
商品事業	フォーム処理機・事務機器、システム機器、カード機器、紙製品（PPC用紙、タック紙・ラベル、デザインストック製品）、各種プリンター用サプライ、各種磁気メディア、設備・備品、情報処理に関するシステム設計・開発、プログラミング、オペレーションなど

(8) 主要な事業所（平成27年3月31日現在）

	名 称	所 在
本 社		東京都港区
国内事業所	営業統括本部・東京事業部 製造統括本部 東日本事業部 中部事業部 関西事業部 西日本事業部	東京都港区 東京都港区 宮城県仙台市 愛知県名古屋市 大阪府大阪市 福岡県福岡市
国内研究所	中央研究所	東京都八王子市
国内子会社	トッパン・フォームズ・セントラルプロダクツ(株) トッパン・フォームズ東海(株) トッパン・フォームズ・オペレーション(株) テクノ・トッパン・フォームズ(株) トッパン・フォームズ・サービス(株) トッパン・フォームズ関西(株) トッパン・フォームズ西日本(株) 山陽トッパン・フォームズ(株) (株)トスコ TFペイメントサービス(株) (株)ジェイ エスキューブ	東京都八王子市 静岡県浜松市 東京都港区 東京都日野市 埼玉県所沢市 大阪府三島郡 熊本県玉名市 広島県東広島市 岡山県岡山市 東京都港区 東京都港区
海外子会社	トッパン・フォームズ（香港）社 トッパン・フォームズ（シンガポール）社 データ・プロダクツ・トッパン・フォームズ社	中国香港 シンガポール タイ

(9) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

①当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
11,964名	535名増

- (注) 1. 上記従業員数には臨時従業員1,932名(パートタイマー、アルバイト)を含んでおりません。
2. 従業員の増加は、データ・プロダクツ・トッパン・フォームズ社(545名)を子会社化したことによるものです。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,854名	15名増	42.6歳	18.5年

- (注) 上記従業員数には臨時従業員303名(パートタイマー、アルバイト)を含んでおりません。

(10) 主要な借入先（平成27年3月31日現在）

該当する借入先はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- | | |
|--|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 400,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 115,000,000株 |
| (注)発行済株式の総数には、自己株式(4,003,515株)が含まれております。 | |
| ③ 株 主 数 | 7,666名 |

(2) 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	持株比率(%)
凸版印刷株式会社	67,419	60.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	8,927	8.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	3,046	2.7
トッパンフォームズグループ従業員持株会	2,273	2.1
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	1,562	1.4
資産管理サービス信託銀行株式会社	1,409	1.3
EVERGREEN	1,109	1.0
CACEIS BANK LUXEMBOURG-CLIENT ACCOUNT	833	0.8
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	794	0.7
CMBL S. A. RE MUTUAL FUNDS	620	0.6

- (注) 1. 当社が期末において保有している自己株式4,003千株については、上記の表から除外しております。また、持株比率は自己株式4,003千株を控除して計算しております。
2. 上記所有株式数のうち、信託業務にかかる株式数は次の通りであります。
- | | |
|---------------------|---------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行(株) | 8,927千株 |
| 日本マスタートラスト信託銀行(株) | 3,046千株 |
| 資産管理サービス信託銀行(株) | 1,409千株 |

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における会社役員が保有する新株予約権の状況
該当なし

(2) 当事業年度中に従業員等に対して交付した新株予約権の状況
該当なし

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	櫻井 醜	
取締役副社長	前田 幸夫	事業部門担当および経営企画本部担当
専務取締役	増田 俊朗	ビジネスサービス部門担当およびICT事業部担当
専務取締役	森 茂孝	営業統括本部長
常務取締役	亀山 明	製造統括本部長、トッパン・フォームズ・セントラル プロダクツ株式会社代表取締役社長
常務取締役	福嶋 賢一	営業統括本部東京事業部長
常務取締役	坂田 甲一	総務本部長兼コーポレートスタッフ部門担当および内 部監査室、秘書室、広報部担当
取締役	足立 直樹	凸版印刷株式会社代表取締役会長
取締役	金子 俊明	IT統括本部長
取締役	浜田 光之	経営企画本部長
取締役	伊藤 博史	商品事業部長
取締役	内田 聡	営業統括本部東京事業部副事業部長
取締役	福島 啓太郎	財務本部長
取締役	丘 明陽	国際事業部長
取締役	岡田 康宏	営業統括本部関西事業部長、山陽トッパン・フォーム ズ株式会社代表取締役社長
監査役	堀 喬一	(常勤)
監査役	木下 徳明	公認会計士
監査役	佐久間 国雄	東洋インキSCホールディングス株式会社代表取締役 会長および凸版印刷株式会社社外取締役

- (注) 1. 監査役木下徳明氏、佐久間国雄氏の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、監査役木下徳明氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 監査役堀喬一氏は、当社の経理部門や監査部門での経験が豊富であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役木下徳明氏は、公認会計士としての長年の経験から財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役佐久間国雄氏の重要な兼職の状況等は、後記「5. 社外役員等に関する事項」に記載しております。
5. 平成26年6月27日開催の第60回定時株主総会において、新たに前田幸夫氏、丘明陽氏および岡田康宏氏の各氏が取締役に選任されそれぞれ就任いたしました。
6. 常任監査役（常勤）大塚潔氏は、平成27年2月3日に逝去されました。

7. 事業年度中に退任した取締役および監査役は次のとおりであります。

退任時の地位	氏名	退任事由	退任年月日
取締役副社長	加藤 栄 司	任期満了	平成26年6月27日
常務取締役	広村 俊 悟	任期満了	平成26年6月27日
取締役	池内 秀 行	任期満了	平成26年6月27日

8. 取締役の役職の異動は次のとおりであります。

氏名	新	旧	異動年月日
前田 幸 夫	取締役副社長	顧問	平成26年6月27日
森 茂 孝	専務取締役	常務取締役	平成26年6月27日
坂田 甲 一	常務取締役	取締役	平成26年6月27日

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役	18名	503百万円
監査役 (うち社外)	4名 (3名)	47百万円 (32百万円)
合計	22名	551百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第53回定時株主総会において年額4億5,000万円以内(うち社外取締役2,000万円以内)とする固定枠と当期連結営業利益の1%以内とする変動枠の合計額以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成20年6月27日開催の第54回定時株主総会において年額7,000万円以内と決議いただいております。
4. 取締役および監査役の員数および報酬には、平成26年6月27日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名および平成27年2月3日に逝去した社外監査役1名ならびにこれらの者に対する報酬を含めております。
5. 平成18年5月26日開催の取締役会の決議により役員退職慰労金制度を廃止し、平成18年6月29日開催の第52回定時株主総会において、同株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。これに基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し3百万円の役員退職慰労金を別途支給しております。
6. 役員の報酬等の額の決定に関する方針
 取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、役員別の基本報酬基準額をベースとして、業績及び経営に対する貢献度等を総合的に勘案して決定しております。また、長期業績連動報酬の性格を持たせるため、常勤取締役の月額報酬の一部を自社株式取得を目的とする報酬とし、役員持株会を通じた自社株購入に充当しております。
 監査役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、監査役の協議によって決定しております。

5. 社外役員等に関する事項

(1) 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係

監査役佐久間国雄氏は、東洋インキＳＣホールディングス株式会社の代表取締役会長を兼職しております。当社は同社の子会社である東洋インキ株式会社との間に原材料等の売買取引があります。また、同氏は当社の親会社である凸版印刷株式会社の社外取締役を兼職しており、当社は凸版印刷株式会社との間に製品の売買取引があります。

(2) 親会社または親会社の子会社から当事業年度において役員として受けている報酬等の総額

監査役佐久間国雄氏は、凸版印刷株式会社から役員の報酬等として11百万円を受けております。

(3) 責任限定契約の概要

社外監査役木下徳明氏、佐久間国雄氏と当社との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(4) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席回数	監査役会出席回数	主な活動状況
監査役	大塚 潔	13回開催中 12回出席 (92%)	12回開催中 11回出席 (92%)	常任監査役として積極的に監査活動を実施しており、在任中の定例取締役会および監査役会に出席し、適宜質問と意見を述べております。
監査役	木下 徳明	15回開催中 13回出席 (87%)	13回開催中 13回出席 (100%)	会計士として、財務会計に関する幅広い見識から、報告事項や決議事項について、適宜質問と意見を述べております。
監査役	佐久間 国雄	15回開催中 11回出席 (73%)	13回開催中 11回出席 (85%)	取締役会および監査役会において製造業の企業経営者として豊かな経験と高い見識に基づいた広範囲な意見の表明や発言を行っております。

(注) 常任監査役(常勤) 大塚潔氏は、平成27年2月3日に逝去されました。

(5) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当事業年度末日において当社には社外取締役が存在しておりません。当社のガバナンスの強化と企業価値の向上に資する社外取締役の適任者を慎重に検討いたしましたが、平成26年度は社外取締役を置くにはあたりませんでした。

6. 会計監査人の現況

(1) 名称

あらた監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	70百万円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	80百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「原価計算及び販売管理規定の改定に関する助言業務」等を委託し対価を支払っております。

(3) 会計監査人解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、監査役会が会計監査人を解任することができるものとします。

また、上記の場合のほか、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、取締役が監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に上程いたします。

- (注) 上記は事業年度末日の方針を記載しておりますが、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の決定権は監査役会が有することとなりましたので、平成27年5月12日開催の監査役会において、会計監査人の解任または不再任の決定の方針を決議しております。

(4) 責任限定契約の概要

締結しておりません。

(5) 辞任または解任された会計監査人（株主総会の決議によって解任されたものを除く）に関する事項

該当ありません。

7. 業務の適正を確保するための体制

当社が「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合していることを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」として決議した事項は、次のとおりであります。

内部統制システム構築に関する基本方針

1. 基本方針

当社は、社会益、会社益、個人益からなる企業理念である「三益一如」の下、総合情報管理サービス企業として社会からの信頼をより強固なものにするとともに、株主をはじめとするステークホルダーの満足度を高めるため、さらなる企業価値・株主価値の向上を目指している。そのために、全ての事業活動を自ら監視し、統制する仕組みを構築し、運用を通じて継続的な改善を図っていくことが最も重要であると認識している。

当社はこれらの達成に向けて会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び子会社の業務執行に関する体制および監査に関する体制を以下のとおり整備し、その実現を図る。

2. 業務執行に関する体制

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、監査役会設置会社とし、取締役会の監督機能と監査役の監査機能を通じて、取締役の業務執行の適法性を確保する。

取締役会は、法令、定款及び「取締役会規則」に従ってこれを運営し、取締役は取締役会の決議に基づいて職務を執行することにより、適法性を確保する。また、取締役は反社会的勢力と一切の関係をもたず、不当要求に対しては毅然とした対応をとる。

監査役は、法令、定款及び「監査役会規則」に基づき取締役の業務執行の適法性を監査する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報について、法令、「取締役会規則」並びに「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ管理規程」に基づき適切に保存し、管理する。

取締役及び監査役は、これらの情報を必要なときに閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社及び子会社を取巻くさまざまなリスクを予見しそのリスクがもたらす経営的損失を予防するとともに、そのリスクが具体的な経営危機に発展した場合においても被害の最小化、再発防止策等を効果的に講ずるため、「トッパンフォームズグループリスクマネジメント規程」を制定している。

具体的には、リスクマネジメント担当取締役を委員長とする全社統括RM委員会の下に、リスクカテゴリーごとの全社横断的なRM専門委員会と各事業部・子会社単位の組織別RM委員会を設け、それぞれが連携し、個別リスクに対応したマニュアルやガイドライン等を作成し、教育・研修等を通じてその周知徹底を図っている。

また、万一不測の事態が発生した場合は、被害の最小化を図るため本社内に緊急事態対策本部を設け、速やかに情報収集を行うとともに、被害の最小化を図るための対応策を決定し、その実施を統括する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月及び必要に応じて随時開催するとともに、経営上重要な案件を審議する経営会議、並びに経営課題及び事業戦略を討議・共有する役員会を定期的に開催し、経営の意思決定の迅速化と効率的な事業の運営を行う。

また、取締役、従業員が共有する全社的な経営目標（年度計画、中期経営計画）を定め、その達成のため事業部制を導入し、各事業部業績目標と実績を毎月開催される役員会においてレビューし、目標達成を阻害する要因を分析し、その要因を排除・低減する改善を促すことにより、目標達成の確度を高めるとともに、全社的に各業務プロセスにおけるIT化を積極的に推進し、業務の効率性を高める。

(5) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス基本規程として「トッパンフォームズグループ行動指針」を定め、この周知徹底を図ることで従業員の職務執行の適法性を確保する。そのために、全社統括RM委員会のもとにコンプライアンス委員会を設置し、総務本部とともに、法令遵守と企業倫理の確立を図る。さらに、各職場における行動指針の浸透を図るため、全社的にコンプライ

アンス推進リーダーを配置し、各職場における浸透活動を推進する。また、コンプライアンスの一環として、「反社会的勢力排除に関する基本方針」を定め、反社会的勢力の排除及び不当な要求の拒絶のための体制を確保する。

また、事業部門から独立した内部監査部門として内部監査室を設置し、定期的に各事業部における業務執行状況を監査し、その結果を代表取締役、担当取締役及び監査役会に適時報告する。

さらに、法令違反の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うため、「トップパフォーマンスグループ内部通報規程」に従い「企業倫理ホットライン」を設置する。

(6) 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループとしての業務の適正を確保するため「国内関係会社管理規程」及び「海外関係会社管理規程」を策定し、この規程に則った経営を推進する。

また、関係会社社長との会議を定期的に開催し、情報の共有化を図るとともに、グループとしてのコンプライアンス体制の整備と経営の効率化に努める。

さらに、当社は方針説明会等により、グループ会社の経営方針及び事業の状況について定期的な検討を行い、適正かつ効率的なグループ経営を実施する。

なお、当社は、親会社の企業理念を共有しつつ、親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引その他の施策を実施するにあたっては、必ず取締役会に付議の上、決定する。

3. 監査に関する体制

(1) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

当社は、監査役会が、職務を補助すべき従業員を求めた場合は、監査役会と協議の上、必要に応じて監査業務を補助する従業員を配置する。当該従業員の人选等は、監査役会の意見を尊重する。また、監査役会と内部監査部門である内部監査室との間で定期的に情報連絡会を開催し、内部監査機能の充実を図ることで監査役会の監査機能を強化する。

(2) 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項

前号に基づき監査業務を補助する従業員を配置した場合、当該従業員の指揮命令権は監査役に属するものとする。また、当該従業員の人事処遇にあたっては、監査役会の意見を尊重する。

(3) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うとともに、法令の定める事項のほか代表取締役との協議により定めた報告すべき事項について、取締役から報告を受けることとする。

また、監査役会は、いつでも取締役及び従業員に対して事業の報告を求めることができる。

(4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査のために必要となる会議に出席し、経営の適法性や効率性について監査するとともに、関係会社監査役会を定期的に開催し、グループとしての監査役監査の実効性を高める。

さらに、監査役は、会計監査人や内部監査部門と定期的な会合をもつなど、緊密な連携を図る。

また、必要に応じて会計監査人、弁護士、その他外部の専門家の意見を聞き情報交換を行うなど、連携を図ることができる。

(注) 1. 本事業報告中の記載金額は、単位未満切捨により表示しております。
2. 本事業報告中の千株単位の株式数は、千株未満切捨により表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	121,637	流動負債	55,664
現金及び預金	53,680	支払手形及び買掛金	24,203
受取手形及び売掛金	49,522	電子記録債務	10,416
有価証券	1,100	短期借入金	182
商品及び製品	7,974	リース債務	30
仕掛品	1,054	未払費用	5,284
原材料及び貯蔵品	2,377	未払法人税等	2,220
前払費用	1,553	未払消費税等	3,272
繰延税金資産	2,222	賞与引当金	4,814
その他の	2,274	役員賞与引当金	57
貸倒引当金	△ 122	設備関係支払手形	297
		営業外電子記録債務	636
		その他の	4,248
固定資産	102,720	固定負債	4,777
有形固定資産	72,825	リース債務	56
建物及び構築物	35,381	繰延税金負債	1,026
機械装置及び運搬具	10,283	退職給付に係る負債	2,328
工具、器具及び備品	3,508	役員退職慰労引当金	169
土地	23,368	資産除去債務	687
リース資産	48	その他の	509
建設仮勘定	234		
無形固定資産	6,341	負 債 合 計	60,442
のれん	1,125	純 資 産 の 部	
その他の	5,215	株主資本	155,062
投資その他の資産	23,553	資本金	11,750
投資有価証券	18,134	資本剰余金	9,270
長期貸付金	245	利益剰余金	138,958
長期前払費用	161	自己株式	△ 4,916
敷金及び保証金	1,336	その他の包括利益累計額	6,703
保険積立金	2,149	その他有価証券評価差額金	3,537
繰延税金資産	1,236	為替換算調整勘定	1,187
その他の	736	退職給付に係る調整累計額	1,977
貸倒引当金	△ 447	少数株主持分	2,150
		純 資 産 合 計	163,916
資 産 合 計	224,358	負 債 純 資 産 合 計	224,358

連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,750	9,270	136,478	△ 4,916	152,582
会計方針の変更による累積的影響額			△ 2,579		△ 2,579
会計方針の変更を反映した当期首残高	11,750	9,270	133,898	△ 4,916	150,002
当期変動額					
剰余金の配当			△ 2,774		△ 2,774
当期純利益			7,835		7,835
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	5,060	△ 0	5,060
当期末残高	11,750	9,270	138,958	△ 4,916	155,062

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,972	471	△ 357	2,087	638	155,308
会計方針の変更による累積的影響額						△ 2,579
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,972	471	△ 357	2,087	638	152,728
当期変動額						
剰余金の配当						△ 2,774
当期純利益						7,835
自己株式の取得						△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,564	716	2,335	4,616	1,511	6,127
当期変動額合計	1,564	716	2,335	4,616	1,511	11,187
当期末残高	3,537	1,187	1,977	6,703	2,150	163,916

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	98,930	流動負債	48,945
現金及び預金	45,026	支払手形	896
受取掛手形	3,493	電子記録債権	10,416
売掛金	36,480	買掛金	26,257
有価証券	1,100	未払金	1,651
商品及び製品	6,493	未払費用	4,729
仕掛品	196	未払法人税等	862
原材料及び貯蔵品	464	未払消費税等	1,217
前払費用	662	賞与引当金	1,650
繰延税金資産	816	役員賞与引当金	57
未収入金	2,803	設備関係支払手形	275
その他の現金	1,493	営業外電子記録債権	636
引当金	△ 101	その他	295
固定資産	104,608	固定負債	1,982
有形固定資産	68,732	繰延税金負債	181
建物	33,251	退職給付引当金	991
構築物	439	役員退職慰労引当金	9
機械及び装置	9,503	資産除去債	644
車両運搬具	30	その他	155
工具、器具及び備品	3,083		
土地	22,239		
一ス資産	24	負 債 合 計	50,927
建設仮勘定	160	純 資 産 の 部	
無形固定資産	4,774	株主資本	149,137
ソフトウェア	4,532	資本金	11,750
その他の資産	242	資本剰余金	9,270
投資その他の資産	31,101	資本準備金	9,270
投資有価証券	17,339	利益剰余金	133,033
関係会社株	10,492	利益準備金	2,619
長期貸付	240	その他利益剰余金	130,414
破産更生債権等	142	別途積立金	106,195
長期前払費用	138	繰越利益剰余金	24,218
敷金及び保証金	629	自己株式	△ 4,916
保険積立	2,149	評価・換算差額等	3,474
その他の現金	407	その他有価証券評価差額金	3,474
引当金	△ 439		
		純 資 産 合 計	152,611
資 産 合 計	203,539	負 債 純 資 産 合 計	203,539

株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金合計			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					
					別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	11,750	9,270	9,270	2,619	106,195	20,774	129,589	△ 4,916	145,692	
会計方針の変更による累積的影響額						△ 1,012	△ 1,012		△ 1,012	
会計方針の変更を反映した当期首残高	11,750	9,270	9,270	2,619	106,195	19,761	128,576	△ 4,916	144,679	
当期変動額										
剰余金の配当						△ 2,774	△ 2,774		△ 2,774	
当期純利益						7,232	7,232		7,232	
自己株式の取得								△ 0	△ 0	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	4,457	4,457	△ 0	4,457	
当期末残高	11,750	9,270	9,270	2,619	106,195	24,218	133,033	△ 4,916	149,137	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高		1,942	147,635
会計方針の変更による累積的影響額			△ 1,012
会計方針の変更を反映した当期首残高		1,942	146,622
当期変動額			
剰余金の配当			△ 2,774
当期純利益			7,232
自己株式の取得			△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		1,531	1,531
当期変動額合計		1,531	5,988
当期末残高		3,474	152,611

独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

トッパン・フォームズ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 仲 澤 孝 宏 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 加 藤 達 也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トッパン・フォームズ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのもの

ではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トッパン・フォームズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

トッパン・フォームズ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 仲 澤 孝 宏 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 加 藤 達 也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トッパン・フォームズ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリス

クの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項及び第3項）の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築・運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平

成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月19日

トッパン・フォームズ株式会社 監査役会

常勤監査役 堀 喬 一 ㊟

監査役 木 下 徳 明 ㊟

監査役 佐久間 国 雄 ㊟

(注) 監査役木下徳明および佐久間国雄は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は新しい企業価値の創造に向け、情報管理ソリューション企業を目指しております。その事業展開や事業拡大に必要な研究開発、合理化に向けた設備投資および新規事業の開拓のための成長戦略投資に重点的に利益を配分していくことを基本方針といたします。また、株主の皆様に対する利益還元策につきましては、中長期に株式を保有していただけるよう、安定的な配当を基本とし、業績と配当性向を勘案のうえ決定いたします。

以上の基本方針に基づき、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類 金 銭
- ② 配当財産の割当に関する事項およびその総額
 当社普通株式1株につき金12円50銭
 配当総額 1,387,456,063円

株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、1株につき12円50銭とさせていただきますと存じます。なお、中間配当金として1株につき12円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき25円となります。

- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
 平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日施行され、責任限定契約を締結できる対象が、業務執行取締役等を除く取締役およびすべての監査役に拡大されました。これらの役員についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第31条(取締役の責任免除)および第43条(監査役の責任免除)を変更するものであります。

また、本議案のうち第31条の変更に关しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (第21条～第30条は記載省略) (取締役の責任免除) 第31条 (記載省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (第21条～第30条は現行どおり) (取締役の責任免除) 第31条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (第33条～第42条は記載省略) (監査役の責任免除) 第43条 (記載省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (第33条～第42条は現行どおり) (監査役の責任免除) 第43条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする。</p>

第3号議案 取締役2名選任の件

当社の取締役茂森孝氏と取締役内田聡氏は本定時株主総会終結の時をもって、辞任いたします。つきましては、取締役2名（社外取締役1名を含む。）の選任をお願いするものであります。

なお、その任期につきましては、他の在任取締役の任期の満了する時までといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、 担当および重要な兼職の状況	当社発行株式の所有数
1	*新任 添田 秀樹 (昭35年11月22日生)	昭和59年3月 当社入社 平成20年4月 当社営業統括本部第八営業本部長 平成22年4月 当社経営企画本部事業戦略部長 平成25年4月 当社営業統括本部東京事業部第二営業本部長 平成26年4月 当社執行役員営業統括本部東京事業部副事業部長（現在に至る）	4,300株
2	*新任 ルディー 和子 (本名：桐山和子) (昭23年10月10日生)	昭和47年9月 シカゴ大会会計監査室 昭和55年3月 タイム・インク タイムライフブック部門ダイレクターマーケティング本部長 昭和58年12月 ウィトン・アクトン有限会社代表取締役（現在に至る） 平成23年6月 日本ダイレクトマーケティング学会副会長（現在に至る） 平成25年4月 立命館大学大学院経営管理研究科教授（現在に至る） 平成26年5月 (株)セブン&アイ・ホールディングス社外監査役（現在に至る）	一株

(注) 1. 候補者ルディー和子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、同氏は独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出る予定であります。

2. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

3. 社外取締役候補者の選任理由および独立性

- ルディー和子氏は、マーケティング論の専門家として豊富な経験と知識を有しており、その経歴を通じて培われた見識を経営判断の場において十分に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- 同氏は、過去5年間に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。また、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。

- 同氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受け取っていたこともありません。

4. 取締役との責任限定契約について

社外取締役候補者ルディー和子氏の就任が承認された場合、当社は当氏との間で、現行定款第31条および会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは同法第425条第1項に規定する最低責任限度額となります。

第4号議案 監査役2名選任の件

当社の社外監査役佐久間国雄氏は本定時株主総会終結の時をもって、任期満了となります。つきましては、平成27年2月に逝去した監査役大塚潔氏の補充を含め、監査役2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位（重要な兼職状況）	当社発行株 式の所有数
1	*再任 佐久間 国雄 (昭和19年8月21日生)	昭和43年4月 東洋インキ製造(株)入社 平成6年6月 東洋インキ製造(株)取締役 平成9年6月 東洋インキ製造(株)常務取締役 平成12年6月 東洋インキ製造(株)代表取締役社長 平成15年6月 当社監査役（現在に至る） 平成22年6月 凸版印刷(株)取締役（現在に至る） 平成23年4月 東洋インキ S Cホールディングス(株)代 表取締役会長（現在に至る）	2,000株
2	*新任 尾畑 亜紀子 (昭和47年1月9日生)	平成12年10月 弁護士登録（東京弁護士会） 平成12年10月 篠崎・進士法律事務所入所 平成17年9月 番町総合法律事務所入所 平成20年5月 御苑南法律事務所入所（現在に至る） 平成21年4月 東京弁護士会紛議調停委員会委員（現 在に至る）	一株

- (注) 1. 候補者佐久間国雄氏および尾畑亜紀子氏の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であり、尾畑亜紀子氏は独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出る予定であります。
2. 候補者佐久間国雄氏は東洋インキ S Cホールディングス(株)の代表取締役会長であり、同社の関係会社との間には原材料等の仕入れ等の取引があります。候補者尾畑亜紀子氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
3. 監査役の在任年数
候補者佐久間国雄氏は現在当社の監査役ですが、監査役に就任してからの在任年数は、本定時株主総会の終結の時をもって12年となります。
4. 社外監査役候補者の選任理由および独立性
- 候補者佐久間国雄氏は、東洋インキ S Cホールディングス(株)の代表取締役会長として企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、適切なご意見をいただいております。引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。
 - 同氏は、東洋インキ S Cホールディングス(株)の代表取締役会長としての報酬を受けております。また、平成22年から当社の親会社である凸版印刷(株)より同社の社外取締役としての報酬を受けております。当社と凸版印刷(株)の間には売買取引があります。

- ・候補者尾畑亜紀子氏は、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識に基づき、当社の社外監査役として経営全般の監査を適切に遂行できると判断したものであります。
 - ・同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
 - ・同氏は、過去5年間に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。
 - ・同氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受け取っていたこともありません。
 - ・両候補者は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
5. 監査役との責任限定契約について
- 両候補者の就任または再任が承認された場合、当社は両候補者との間で、現行定款第43条および会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結または継続する予定であります。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイヤーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成27年6月25日（木曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問合せください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送（議決権行使書）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効と取扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

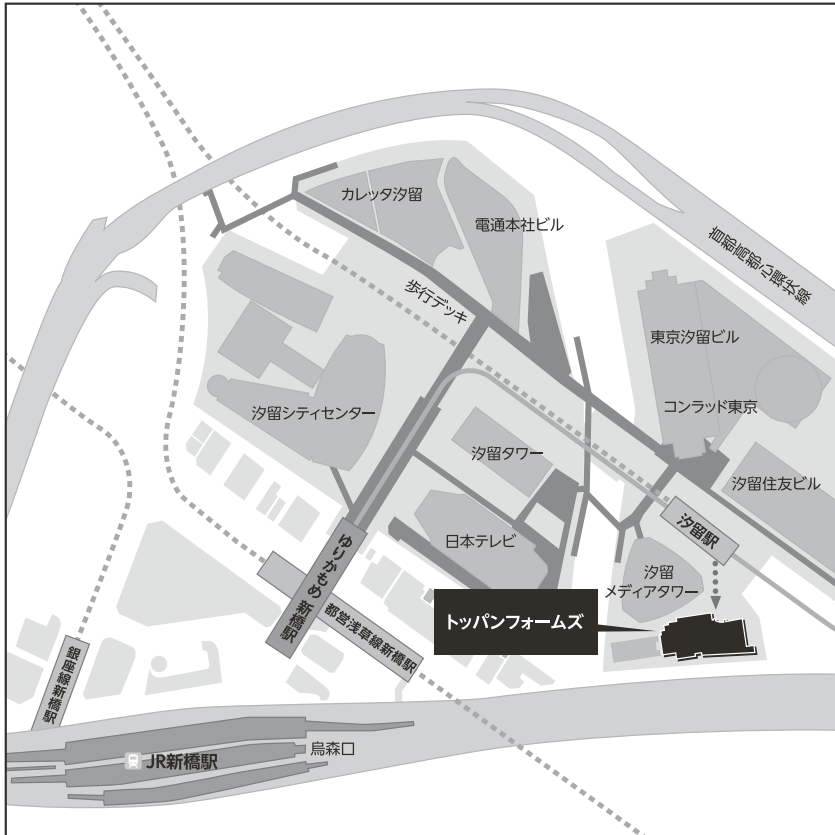
システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027
（受付時間 9：00～20：00、通話料無料）

その他ご不明な点についてのお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711
（受付時間 土日休日を除く 9：00～17：00、通話料無料）

株主総会会場ご案内略図 1

(歩行デッキからのルート)

会場 東京都港区東新橋一丁目7番3号
トッパンフォームズビル1階ホール



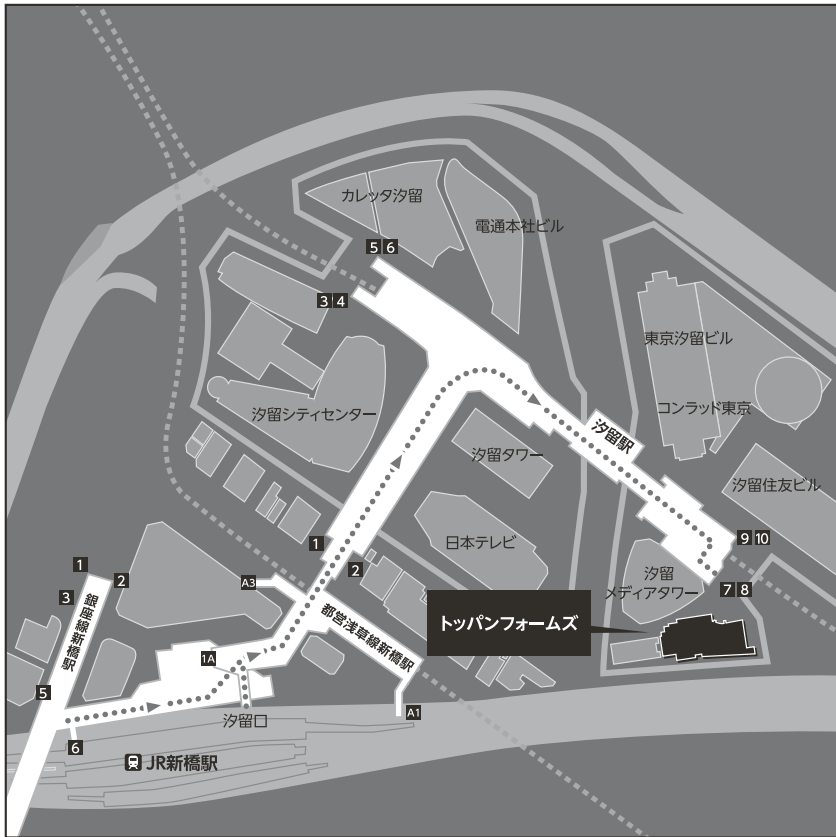
- JR「新橋駅」より徒歩約8分
- 東京臨海新交通ゆりかもめ「汐留駅」より徒歩約1分

なお、駐車スペースが少ないためお車でのご来場はご遠慮ください。
(地下通路からのルートは次頁ご案内略図2をご覧ください。)

株主総会会場ご案内略図 2

(地下通路からのルート)

会場 東京都港区東新橋一丁目7番3号
トッパンフォームズビル1階ホール



- JR、東京メトロ銀座線・都営地下鉄浅草線「新橋駅」より徒歩約8分
- 都営地下鉄大江戸線「汐留駅」より徒歩約2分
地下通路から地上(1F)へは、地上・デッキ階用エレベーター[F]がご利用になります。

なお、駐車スペースが少ないためお車でのご来場はご遠慮ください。
(歩行デッキからのルートは前頁ご案内略図1をご覧ください。)